～市民のみなさまが安心して市民活動に参加できるために～

市民活動補償制度

のご案内

吉川市

市民活動補償制度とは

市民のみなさまが安心して市民活動に参加できるように、吉川市があらかじめ保険料を負担し、保険会社と契約をして運営をする制度です。

自治会、ボランティア団体やその他公共性のある自発的な活動をしている団体の構成員などが、活動中に第三者にけがをさせ、賠償責任を問われた場合や活動中にけがをしてしまった場合に備え補償するものです。

対象者

市内に活動拠点を置き公共的な活動で無報酬（交通費などの実費支給は除く）の市民活動を主な目的とする団体及び個人

（事前に市民活動団体等登録届の提出が必要です。）

対象となる活動

対象者が行っている活動で、継続的、計画的又は臨時に行う公共性のある自発的な活動（活動場所と自宅との往復経路途上での事故も対象となります。）

【市民活動具体例】

市民活動の区分	具体例
1　地域社会活動	防犯活動、防火・防災活動、清掃活動、資源ゴミの回収、草刈、リサイクル運動、交通安全運動、地域保健衛生活動、募金活動など
2　社会福祉・奉仕活動	社会福祉施設等への援護活動、高齢者・心身障がい者等への援護活動、子育て支援活動など
3　社会教育活動	スポーツ・レクリェーション活動や文化活動は、指導者等に限る（山岳登はん等の危険度の高いスポーツは除く）
4　青少年健全育成活動	ボーイ・ガールスカウト、地域青年会等の指導者育成活動、非行防止パトロール活動、子ども会活動など

対象とならない活動

- 政治、宗教又は営利を目的とする活動
- 自助的な活動や懇親、趣味などを目的とした活動
- 職場や学校行事として行う活動
- 危険度の高い活動（山岳登はん(ピッケル等の用具を使用する登山)等の危険度の高いスポーツ、だんじり祭り等の危険度の高いまつり）
- スポーツ大会などへの参加者の事故（指導者等は除く）
- まつりなどでの単なる観覧者又は物品購入目的の来場者、講演会などの単なる聴講者
- 国外での活動

補償期間

市民活動団体等登録届を受け付けてから当該年度の３月３１日までです。（年度ごとに更新が必要です。）

補償の内容

賠償責任補償

身 体 賠 償	支払い限度額	１名につき	１億円
		１事故にき	３億円
財 物 賠 償		１事故につき	１０００万円
保 管 物 賠 償		１事故につき	５００万円

※賠償責任補償の補償対象者は活動団体または活動団体の指導者に限られます。

傷害補償（１名につき）

死 亡 補 償		２００万円
後遺障害補償		上限　２００万円
入 院 補 償	１日につき	３，０００円
補償限度日数	事故発生日より１８０日までの入院日数	
通 院 補 償	１日につき	２，０００円
補償限度日数	事故発生日より１８０日までの間において、９０日を限度とした通院日数	

登録手続きについて

市民活動団体等登録届（様式第１号）を次のいずれかに直接ご提出ください。

■市役所市民参加推進課（市役所２Ｆ）

■市民活動サポートセンター（市民交流センターおあしす内）

事故が発生した場合

団体等の代表者は、すみやかに市民参加推進課に連絡のうえ、市民活動補償事故報告書（様式第２号）を**２０日以内**に提出してください。

※ 賠償事故の場合

（１）物損事故の場合は、損害の程度がわかるよう、必ず、復旧する前に状況写真を撮影してください。また、状況写真を撮影するときには次の点にご注意ください。

①損害を被った物の全体を撮影する。

②損害箇所を部分的に拡大して撮影する。

③角度を変えて複数枚撮影する。

④自動車は登録番号〈ナンバープレート〉が入るように撮影する。

（２）事故発生後、すみやかに下記の連絡先へ事故報告をしてください。

【連絡先】市民参加推進課　電話：048－982－9685（土日・祝日を除く）

吉川市 市民生活部 市民参加推進課 市民参画担当
電話：０４８－９８２－５１１１（内線２０４５・２０４６）
０４８－９８２－９６８５（ダイヤルイン）
〒３４２－８５０１　吉川市きよみ野一丁目１番地